

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）が遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(倫理原則等)

第2条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる遵守すべき職務に係る倫理原則とともに、第4号及び第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規程として行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について特定の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を自ら又は自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、自己の職務の遂行に当たり利益を得る者又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の遂行に当たり利益を得る者（以下「利害関係者」という。）との接触に当たっては、疑惑又は不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者との接触に関する禁止行為)

第3条 職員は、利害関係者との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、家族関係、個人的友好関係その他私的な関係に基づく行為であって職務に関係しないものは、この限りでない。

- (1) 会食（パーティーを含む。）をすること。
 - (2) 遊技（スポーツを含む。）又は旅行をすること。
 - (3) 転任、海外出張等に伴うせん別等を受けること。
 - (4) 中元、歳暮、年賀等の贈答品（広く配布される宣伝広告用のものを除く。）を受けること。
 - (5) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬又は謝礼を受けること。
 - (6) 金銭（祝儀、見舞い等を含む。）、小切手、商品券等の贈与を受けること。
 - (7) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
 - (8) 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
 - (9) 適正な対価を支払わずに不動産、物品、会員権等の譲渡又は貸与を受けること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、接待又は利益若しくは便宜の供与（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受けること。
- 2 前項各号に掲げる行為は、同項の適用を免れる目的をもって私的な交際、社会儀礼行為、勉強会、研究会、講演会等を名目として行われるものを含むものとする。
- 3 第1項の規定は、職務の遂行に当たり必要な会議に伴ってする会食、適正な対価を支払ってする会食その他職務の遂行の公正さを損なうおそれのないと認められる行為であって、次に掲げる場合には適用しないものとする。
- (1) 職務上の必要から、外部との懇談等に係る経費の執行基準に基づき法人において費用の支出が行われる場合
 - (2) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める者（以下「サービス管理者」という。）に対して事前に利害関係者との接触等に関する届出書（様式第1号）を提出し、倫理監督者（第6条に規定する倫理監督者をいう。次号において同じ。）の承認を得た場合
 - ア 地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程（平成21年10月1日制定。以下「給与規程」という。）第39条に規定する役職手当を受給する管理又は監督の地位にある職員にあつては、理事長
 - イ 役職手当の支給を受けない職員にあつては、所属の長

(3) やむを得ない事情により前号の届出をすることができない場合にあつては、同号に掲げる区分に応じ、事後速やかに同号の届出書を提出し、倫理監督者の承認を得たとき。

4 第1項の規定にかかわらず、職員は職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることができる。

5 服務管理者は、職員から前項第2号の届出書の提出を受けた場合には、人事担当課へ提出するものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第4条 職員は、利害関係者以外の者であっても、その者との間で、第3条第1項各号に掲げる行為を社会通念上相当と認められる程度を超えて繰り返し行ってはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領等の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった者にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第5条 職員は、他の職員の第3条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、法人において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員がこの規定に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程（平成21年10月1日制定）第39条に規定する役職手当を受給する管理又は監督の地位にある職員は、その管理し、又は監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(倫理監督者)

第6条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、病院長とする。

(倫理監督者への相談)

第7条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(倫理監督者の責務)

第8条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 職員がこの規程を遵守するため、その倫理観の醸成及び保持に努めること。

(2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合に、事情聴取等を行うこと。

(3) 職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な部署に通知をしたことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(4) 第3条第3項に規定する承認を行うこと。

(5) 前条に規定する相談に応ずるとともに、職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、それらの結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に必要な指導及び助言を行うこと。

(倫理監督補助者への委任)

第9条 倫理監督者は、この規程に定めるその職務の一部を行わせるため、倫理監督補助者を置くことができる。

(違反者に対する措置)

第10条 第3条、第4条又は第5条の規定に職員が違反するおそれがあると認められたときは、当該職員の服務管理者は、人事担当課に連絡するとともに速やかに実情を調査し、その結果を倫理監督者に報告しなければならない。

2 倫理監督者は、前項の報告があった場合において、職員に第3条、第4条又は第5条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当の理由があると認められたときは、速やかに事情聴取等を行うものとする。

- 3 倫理監督者は、前項の事情聴取等の結果、当該職員が第3条、第4条又は第5条の規定に違反する行為があったと認めた場合においては、理事長にその旨を報告しなければならない。
- 4 理事長は、前項の報告があった場合においては、その違反の程度に応じ、懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(利害関係者の不当要求に対する措置)

第11条 職員は、職務の遂行に当たり、関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の遂行の公正さを損なうおそれのある行為を求める不当な要求に一切応じてはならない。

- 2 職員は、前項の要求を受けたときは、速やかに利害関係者からの不当要求報告書(様式第2号)によりサービス管理者に報告しなければならない。
- 3 サービス管理者は、前項の報告を受けたときは、人事担当課に連絡した上で、倫理監督者に報告するものとする。
- 4 倫理監督者は、前項の報告を受けた場合においては、速やかに事情聴取等の実施の上、当該サービス管理者に対して適法かつ公正な職務の遂行を図るための必要な措置を指示することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年8月24日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月26日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年4月11日制定)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

利害関係者からの不当要求報告書

年 月 日

（あて先） 服務管理者

申請者 所 属
職員番号
氏 名

印

利害関係者から不当要求を受けたので、地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員倫理規程第11条第2項の規定に基づき届け出ます。

利害関係者から不当要求が行われた年月日及び時刻	年 月 日 時 分		
不当要求を行った相手方	名称（氏名） 所在地（住所） 法人等の場合は相手方の肩書・氏名		
内容（目的、場所、費用等具体的に）			
不当要求の具体的内容及びその時点での対応			
他の職員とともに対応する場合	所属 氏名		
服 務 管 理 者 欄	受理年月日		確認印
	年 月 日		